

令和3年度医療機能情報定期報告の状況

医療機能情報提供制度の概要

- 住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的として、平成18年の第5次医療法改正により、平成19年4月から開始された制度(医療法第6条の2)
- 医療機関等に対し①、②を義務付け
 - ①医療を受ける者が医療機関等の選択を適切に行うために必要な情報(医療機能情報)を、年1回以上、都道府県知事に報告すること。
 - ②都道府県知事に報告した医療機能情報を記載した書面を院内等において閲覧できるようにすること。
- 都道府県は、医療機関等から報告された医療機能情報を集約し、インターネット等で分かりやすく提供

種別	病院				診療所				歯科診療所				助産所				合計				(参考) オンライン 報告率
	報告対象機関数	634			14,586			10,892			509			26,621							
報告状況	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	
令和4年 5月1日 時点	561	13	574	90.5%	11,140	1,107	12,247	84.0%	7,541	979	8,520	78.2%	315	26	341	67.0%	19,557	2,125	21,682	81.4%	90.2%

(参考)

令和3年 5月1日 時点	566	15	581	91.2%	10,944	1,080	12,024	85.5%	7,546	1,042	8,588	79.1%	282	30	312	66.1%	19,338	2,167	21,505	82.6%	89.9%
令和2年 5月1日 時点	567	27	594	88.6%	10,266	1,207	11,473	82.4%	7,148	1,153	8,301	76.4%	257	34	291	64.0%	18,211	2,421	20,632	79.7%	88.3%
令和元年 5月1日 時点	570	15	585	90.7%	9,888	1,255	11,143	82.3%	7,094	1,262	8,356	76.8%	235	32	267	64.0%	17,787	2,564	20,351	79.9%	87.4%

「オンライン」報告：医療機関等が、自医療機関等の医療機能情報をインターネットを通じて追記・修正等の入力を行い、東京都に報告する方法(現在、原則としている方法)

「紙」報告：インターネット環境が無い等、オンライン報告により難しい医療機関が、東京都が送付する調査票(都に報告された当該医療機関情報を印刷したもの)に、赤字で追記・修正等を行い、東京都へ報告する方法

報告率 = (報告機関数の合計) / (報告対象機関数) × 100

オンライン報告率 = (オンライン報告した機関数) / (報告機関数の合計) × 100

※定期報告をオンライン報告した医療機関が、変更報告を「医療機能情報変更報告書」(紙帳票)により行った場合等は、「紙」報告に計上